

いばらき青少年・若者応援プラン(第3次)の概要

計画の趣旨

「茨城県青少年の健全育成等に関する条例（以下「条例」という。）」第10条に基づく、青少年の健全な育成と若者の活動の支援に関する基本計画として策定するもの。

計画期間

令和4(2022)年度から令和7(2025)年度まで(4年間)

策定方針

○令和3年4月に策定された子ども・若者育成支援推進大綱を踏まえ、国の基本的な方針を本県の重点目標に位置付け。

○国の基本的な方針と、県総合計画で示す取り組みとのリンクを示し、国や県、分野の垣根を超え、チルドレンファーストの取り組みを推進。

推進体制と進行管理

○知事を本部長とする「茨城県青少年育成推進本部」を中心とした関係機関等の緊密な連携により、各種施策を推進。

○青少年・若者の意見を反映するため、オンラインによる意見募集や対面での意見交換会等の活動を推進。

現状と課題

○長引くコロナ禍により、子どもたちが学びや体験、人との関わりの機会に制限を受け、ストレスや困難を抱える子どもが増加。

○いじめや不登校、SNSに起因した犯罪被害やトラブルの増加、有害情報の氾濫、ひきこもり、貧困、虐待、ヤングケアラーなど、課題が深刻、多様化。

○青少年の自己肯定感・自尊感情は、年齢が上がるに従い低くなり、国際的に比較しても、日本の青少年・若者の自己肯定感は低い傾向。

基本理念

「活力があり、青少年・若者が日本一幸せな県」

施策体系

	重点目標	主な取組
1	全ての子ども・若者の健やかな育成	①地域・家庭と連携した確かな学力の確立、 ②豊かな心の育成、③健やかな体の育成、 ④健康教育の推進、⑤主体的・対話的で深い学びの推進 等
2	困難を有する子ども・若者やその家族の支援	①地域の教育力の向上と少年非行への対応、 ②不登校、引きこもり等の青少年・若者への自立支援、 ③児童虐待事案の早期発見と未然防止、 ④子どもの権利の尊重と貧困対策、 ⑤ヤングケアラー支援、⑥自殺対策、⑦いじめ対策 等
3	創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	①グローバル人財の育成、②国際感覚の育成、 ③高度情報社会、科学技術を担う人財の育成、 ④キャリア教育、体験活動の推進、⑤郷土愛の醸成 等
4	子ども・若者の成長のための社会環境の整備	①安心して子育てできる環境づくり、②就学前教育・家庭教育の推進、 ③情報モラル教育の充実、④交通安全教育の推進、 ⑤性犯罪などの犯罪被害者支援 等
5	子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援	①体験活動支援、②ボランティアの養成、③福祉教育の充実、 ④若者活動の支援 等